

毎週火、金曜日発行(但休日)に当ると
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

(日)

鳥取県公報

◇規則

鳥取県恩給給与細則の一部改正
鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル
条例等の一部を改正する条例附則の規定等に
より改正すべき恩給の改定及び請求手続に關
する規則
恩給法等の一部を改正する法律附則の規定に
より改正すべき恩給の改定及び請求手続に關
する規則

規則

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公
布する。

昭和三十六年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十七号

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則

鳥取県恩給給与細則(昭和三十年五月鳥取県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十条ノ六、第十条ノ七、第十条ノ八、第十条ノ十二、第十条ノ十四」を「第十条ノ九、第十条ノ十一」に改め、同条第三項中「第二十六号様式」を「第二十六号様式の十三」に改める。

第一号様式の二及び第九号様式の二中「第二十三条(同法附則第二十四条の三又は同法附則第二十四条の四の規定による場合を含む。)」を削る。

第十八号様式の五及び第十八号様式の六を削り、第十八号様式の七を第十八号様式の五とし、第十八号様式の八を第十八号様式の六とし、第十八号様式の九を第十八号様式の七とする。

第十八号様式の十及び第十八号様式の十一を削り、第十八号様式の十二を第十八号様式の八とし、第十八号様式の十三を第十八号様式の九とする。

第十八号様式の十四を第十八号様式の十とし、同様式を次のように改める。

第十八号様式の十

恩給法以外の法令による普通恩給失権事由非該
当申立書

年 月 日(官職)を退職した後恩給法以外
の法令により普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当
しなかつたことを申し立てる。
年 月 日
氏 名

第十八号様式の十五を第十八号様式の十一とし、同様
式を次のように改める。
第十八号様式の十一

恩給法以外の法令による普通恩給失権事由非該
当申立書

右の者は、年 月 日(官職)を退職した後死
亡までの間において恩給法以外の法令により普通恩給を受
ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立て
る。
年 月 日
氏 名

第十八号様式の十六を第十八号様式の十二とし、第十
八号様式の十七から第十八号様式の三十二までを削る。
第二十六号様式の次に次の十二様式を加える。
第二十六号様式の二

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定によ
る普通恩給請求者の一時恩給を将来請求しない
ことの申立書

昭和 年 月 日官 職 を退職したことに
よる一時恩給は、将来も請求しないことを申し立てる。
年 月 日
氏 名

第二十六号様式の三

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定によ
る扶助料請求者の一時恩給を将来請求しないこ
との申立書

昭和 年 月 日死亡した右の者が受けるべきで
あつた一時恩給は、将来も請求しないことを申し立てる。
年 月 日
公務員 氏 名

公務員との身分関係

氏 名

第二十六号様式の四

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定によ
る扶助料請求者の一時扶助料を将来請求しない
ことの申立書

公務員 氏 名 が昭和 年 月 日に 官職
在職中死亡したことによる一時扶助料は、将来も請求しな
いことを申し立てる。
年 月 日
氏 名

第二十六号様式の五

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定によ
る扶助料請求者の先順位者に係る一時扶助料を
将来請求しないことの申立書

(公務員の氏名及び公務員との身分関係)

氏 名

昭和 年 月 日死亡した右の者が受けるべきで
あつた一時扶助料は、将来も請求しないことを申し立て
る。
年 月 日
公務員との身分関係

公務員との身分関係

氏 名

第二十六号様式の六

昭和二十八年法律第五十五号附則の規定による普通恩給請求者の一時恩給に関する申立書

一 昭和 年 月 日官 職 を退職したことに
より、 第 号(年 月 日附)の一時恩給
裁定通知書を受けたことがある。

一 右の一時恩給を返還しない。

右のとおり申し立てる。

年 月 日

氏 名

第二十六号様式の七

昭和二十八年法律第五十五号附則の規定による普通恩給請求者の一時恩給に関する申立書

一 昭和 年 月 日官 職 を退職したことに
より、 第 号(年 月 日附)の一時恩給
裁定通知書を受けたことがある。

一 右の一時恩給を返還する。

右のとおり申し立てる。

年 月 日

氏 名

第二十六号様式の八

昭和二十八年法律第五十五号附則の規定による扶助料請求者の一時恩給に関する申立書

一 昭和 年 月 日死亡した右の者が受けるべきで
あつた一時恩給を恩給法第十条ノ二第一項の規定により請
求し、 第 号(年 月 日附)の一時恩給
裁定通知書を受けたことがある。

一 右の一時恩給を返還しない。

右のとおり申し立てる。

年 月 日

公務員との身分関係
氏 名

第二十六号様式の九

昭和二十八年法律第五十五号附則の規定による扶助料請求者の一時恩給に関する申立書

一 昭和 年 月 日死亡した右の者が受けるべきで
あつた一時恩給を恩給法第十条ノ二第一項の規定により請
求し、 第 号(年 月 日附)の一時恩給
裁定通知書を受けたことがある。

一 右の一時恩給を返還する。

右のとおり申し立てる。

年 月 日

公務員との身分関係
氏 名

01029

第二十六号様式の十

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による扶助料請求者の一時扶助料に關する申立書

一 昭和 年 月 日 が 死亡したことに
より、第 号(年 月 日附)の一時扶助料
裁定通知書を受けたことがある。
一、右の一時扶助料を返還しない。
右のとおり申し立てる。

年 月 日
氏 名 ㊦

第二十六号様式の十一

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による扶助料請求者の一時扶助料に關する申立書

一 昭和 年 月 日 が 死亡したことに
より、第 号(年 月 日附)の一時扶助
料裁定通知書を受けたことがある。
一、右の一時扶助料を返還する。
右のとおり申し立てる。

年 月 日
氏 名 ㊦

第二十六号様式の十二

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による扶助料請求者の先順位者に係る一時扶助料に關する申立書

(公務員の氏名及び公務員との身分關係)
氏 名
一 昭和 年 月 日死亡した右の者が受けるべきであつた一時扶助料を恩給法第十条ノ二第一項の規定により請求し、第 号(年 月 日附)の一時扶助料裁定通知書を受けたことがある。
一、右の一時扶助料を返還しない。
右のとおり申し立てる。

年 月 日
公務員との身分關係
氏 名 ㊦

第二十六号様式の十三

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による扶助料請求者の先順位者に係る一時扶助料に關する申立書

(公務員の氏名及び公務員との身分關係)
氏 名
一 昭和 年 月 日死亡した右の者が受けるべきであつた一時扶助料を恩給法第十条ノ二第一項の規定により請求し、第 号(年 月 日附)の一時扶助料裁定通知書を受けたことがある。
一、右の一時扶助料を返還する。
右のとおり申し立てる。

年 月 日
公務員との身分關係
氏 名 ㊦

附 則
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例附則の規定等により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和三十六年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十八号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例附則の規定等により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則

(目的)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和三十六年十月鳥取県条例第二十六号。以下「条例」という。)附則第二条の規定及び条例第十九条第五項において準用する恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第三百三十九号。以下「法律第三百三十九号」という。)第一条の規定による改正後の恩給法(大正十二年法律第四十

八号。以下「恩給法」という。)第六十五条第四項の規定にかかる法律第三百三十九号附則第二条第三項又は第四条第三項の規定により改定すべき退職年金又は遺族年金(以下第五条において「改定すべき恩給」という。)の改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(証書の発行及び交付)

第二条 条例附則第二条の規定により改定すべき恩給であつて、昭和三十六年九月三十日以前の日付けのある証書によつて支給するものについては、権利者の請求を待たず改定して、その年額を表示した新証書を発行し、これによつて改定年額を支給する。

2 前項の新証書は、それぞれ従前の証書と引き換えに交付するものとする。

第三条 条例附則第二条の規定により改定すべき恩給であつて、昭和三十六年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及びその改定前の年額を表示した証書を発行する。

(公務傷病年金の加給改定)

第四条 昭和三十七年一月一日現に公務傷病年金を受ける者で、同日前の日付けのある証書によつて支給を受けるものが、条例第十九条第五項において準用する法律第三百三十九号による改正後の恩給法第六十五条第四項の規定による加給について改定を請求しようとする場合においては、公務傷病年金額改定請求書(第一号様式)に加給の原因である家族に加えられる者の戸籍謄本及びその者が公務傷病年金を受ける者により出生当時から生計を維持し、又はこれと生計を共にすることを明らかにすることのできる申立書(第二号様式)並びに恩給証書(その写をもつて代えることができ)を添えて、これを鳥取県知事に差し出すものとする。

2 前条の規定は、前項に規定する恩給であつて、昭和三十七年一月一日以後裁定するものについて準用する。

(雑則)

第五条 改定すべき恩給の改定及び請求手続については、この規則に別段の定めのない事項については、鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和三十年四月鳥取県規則第十四号)の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

第一号様式

公務傷病年金年額改定請求書

一 恩給証書記号番号

二 証書の日付

三 恩給年額

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)第十九条第五項において準用する恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百三十九号)第一条の規定による改正後の恩給法(大正十二年法律第四十八号)第六十五条第四項の規定にかかると恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百三十九号)附則第二条第三項又は第四条第三項の規定によつて前記恩給年額を改定されたく、証憑書類を添えて請求する。

年 月 日

本籍地
現住所

氏 名

鳥取県知事 殿
支給県金庫 ○○金庫

第二号様式

公務傷病年金の加給の原因である家族に加えらるる者の生計関係申立書

加給の原因である家族に加えらるる者の氏名

生年月日
公務傷病年金請求者との身分関係

生計関係

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日

氏 名

備考

生計関係欄には、公務傷病年金受給者と加給の原因となる子がその出生当時から引き続きこれと同居する者については、その同居関係を明記し、これと同居していない者については、これとの生活上の相互依存関係を詳記すること。

恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和三十六年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十九号

恩給法等の一部を改正する法律附則の規定

により改定すべき恩給の改定及び請求手続

に関する規則

(目的)

第一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百三十九号)以下「法律第百三十九号」という。附則第二条、第四条、第六条及び第七条の規定により改定すべき恩給であつて鳥取県知事が裁定するものの改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(証書の発行及び交付)

第二条 法律第百三十九号附則第二条第一項、第四条第

一項又は第六条第一項の規定により改定すべき恩給(以下本条及び次条において「改定すべき恩給」という。)であつて、昭和三十六年九月三十日以前の日付のある証書によつて支給するものについては、権利者の請求を待たず改定して、その年額を表示した新証書を発行し、これによつて改定年額を支給する。

2 前項の新証書は、それぞれ従前の証書と引き換えに交付するものとする。

第三条 改定すべき恩給であつて、昭和三十六年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及びその改定前の年額を表示した証書を発行する。

(増加恩給の加給改定)

第四条 昭和三十七年一月一日現に増加恩給を受ける者で、同日前の日付のある証書によつて支給を受けるものが、法律第百三十九号による改正後の恩給法(大正十二年法律第四十八号)第六十五条第四項の規定による加給について改定を請求しようとする場合においては、増加恩給年額改定請求書(第一号様式)に加給

の原因である家族に加えらる者の戸籍謄本及びその者が増加恩給を受ける者により出生当時から生計を維持し、又はこれと生計を共にすることを明らかにすることのできる申立書(第二号様式)並びに恩給証書(その写をもつて代えることができる。)を添えて、これを鳥取県知事に差し出すものとする。

2 前条の規定は、前項に規定する恩給であつて、昭和三十七年一月一日以後裁定するものについて準用する。

(雑則)

第五条 法律第百三十九号附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続については、この規則に別段の定めのない事項については、恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号)及び鳥取県恩給給与細則(昭和三十年五月鳥取県規則第二十二号)の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月

一日から適用する。

第一号様式

増加恩給年額改定請求書

一 恩給証書記号番号

二 証書の日付

三 恩 給 年 額

恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百三十九号)附則第二条第三項又は第四条第三項の規定によつて前記恩給年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

年 月 日

本 籍 地

現 住 所

氏 名

鳥取県知事 殿

支給県金庫 ○○金庫

第二号様式

増加恩給の加給の原因である家族に加えらる者の生計関係申立書

加給の原因である家族に加えらる者の氏名	出生年月日	増加恩給請求者の身分関係	生計関係

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日

氏 名

備考 生計関係欄には、増加恩給受給者と加給の原因

となる子が生計関係欄に、増加恩給受給者と加給の原因となる子がその出生当時から引き続きこれと同居する者については、その同居関係を明記し、これと同居していない者については、これとの生活上の相互依存関係を詳記すること。